

年金だより

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
役場健康保険課年金係 ☎883-1111(内線148)

学生の方は「学生納付特例申請」の手続きを！

20歳以上の学生で、ご本人の前年所得が一定額*以下の
場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例
制度」があります。

なお、申請できる期間は平成30年度（平成30年4月～
平成31年3月）および、申請時点の2年1か月前の月分ま
です。

※118万円+（扶養親族などの数×38万円）
+社会保険料控除等

◆対象となる方

学生納付特例の対象校である大学（大学院）、短大、
高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修
業年限1年以上である課程）に在学する学生。

◆手続きに必要なもの

- ・年金手帳または納付書
- ・学生証（コピー可）または在学証明書
- ・印鑑（認印）
- ・会社などを退職して学生になり、ご本人の前年所得が一定額*以上の方は、次のいずれかをご持参ください。
 - 雇用保険被保険者離職票（コピー可）
 - 雇用保険受給資格者証（コピー可）
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）

⇒申請して約2か月後に、承認（却下）通知のハガキが送
付されます。
⇒毎年4月以降に、その年度分の申請が必要となります。
なお、4月始めに日本年金機構から届いた再申請ハガキ
を提出された方は、申請の必要はありません。

平成30年度の国民年金保険料・老齢基礎年金額が決定しました

- 国民年金保険料 ……………16,340円/月
- 老齢基礎年金額（満額）……………64,941円/月

介護保険のしくみ

問 介護保険課 ☎801-5823

介護保険被保険者証について

介護保険制度とは、介護サービスを必要とする高齢
者の方々の負担を社会全体で支えるための仕組みであ
り、40歳以上のすべての方が加入される保険制度です。
その中でも65歳以上の方は1号被保険者、40歳～64歳
の方は2号被保険者と区別されます。

町内にお住まいの方が65歳を迎えますと、介護保険
課から“介護保険被保険者証”と書かれた黄色の証が届
きます。この証は町で介護保険の資格（1号被保険者）
を取得された方にお送りしています。

また、2号被保険者については、要介護認定が決定さ

れた際に被保険者証が発行されます。2号被保険者が要
介護認定を受けるためには医師による特定疾病*の診断
が必要です。

発行された被保険者証は介護サービスを受ける際に
必要になりますので、大切に保管してください。また、
住所を変更した場合や死亡の手続きの際は介護保険課
まで返却をお願いします。

※制度上指定された特定の病気のことです。特定疾
病の種類については介護保険課にお問い合わせくだ
さい。



(見本)

介護保険被保険者証

65歳を迎える月に届きます。要介
護認定を受けた際に、要介護度や認
定の期間などの情報が記載されます。

スポーツ広場

問 長与町体育協会(町民体育館内)
☎・FAX 887-5374

地区テニス対抗戦

問 山口 ☎090-4514-7753

時 5月6日⑩ 所 長崎県立大学シーボルト校テニスコート
料 1,000円(当日徴収)※申込み後の棄権の場合も徴収
申 住所・氏名・電話番号・クラスを記入のうえ、〒851-2127
長与町高田郷1629番地7 山口 和彦 宛てに郵送。
4月28日⑩
他 種目/男子ダブルス・女子ダブルス・ミックスダブルス

初心者大歓迎！講習会を行います。

第37回ピンポン祭り参加者募集

問 町卓球協会 浦川(三根郷53-59) ☎883-1991

参加者をA～Dクラスに分けて抽選でチームを作り、
リーグ戦を行います。

種目/ダブルスによる団体戦
時 4月22日⑨9時～ 所 町民体育館
対 町内在住者 料 1人600円

第19回長与CUP小学生バレーボール大会結果

【男子の部】③洗切クラブ 時 2月18日
所 町民体育館ほか 他 主催/長与町バレーボール協会

県下ターゲット・バードゴルフ 親善交流長与大会結果

【女子の部】②松本珠恵 ③武藤アツ子
時 3月1日 対 長与シーサイドパーク多目的広場
他 主催/長与町ターゲット・バードゴルフ協会

第89回長与町グラウンド・ゴルフ大会結果

①山下春子(長与シニア) ②吉田ハルエ(長与シニア)
③西田廣昭(長与シニア)
時 3月6日 対 総合公園ふれあい広場
他 主催/長与町グラウンド・ゴルフ協会

テニス講習会

問 山口 ☎090-4514-7753
時 毎月第1・3日曜日 9時～
所 総合公園テニス広場A・Bコート
対 町内在住・在職者で初心者および中級者
内 テニスの基本と応用の反復練習
(ストローク・ボレー・スマッシュなど)
申 直接会場にて(担当:山口・三根)
他 主催/長与町テニス協会・長与町体育協会

スポーツ安全保険に加入しましょう！

スポーツ安全保険とは、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体(4人以上)が
加入できる保険で、傷害保険や賠償責任保険などを一括契約した補償制度です。

一般団体の加入区分(団体活動を行う4人以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください)

加入対象者	補償される団体活動など	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
				死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校高等部 の生徒を含む))	団体活動全般	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全脳 内出血など) 葬祭費用 180万円
	団体活動全般	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	対象外
	上記以外 (個人活動・個人練習など)			100万円	150万円	1,000円	500円		
大人	64歳以下	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全脳 内出血など) 葬祭費用 180万円
	65歳以上	B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	高校生以上	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全脳 内出血など) 葬祭費用 180万円
	全年齢	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※危険度の高いスポーツ活動(アメリカンフットボール、山岳登山、ハングライダーなど)はD区分以外では補償されません。

短期スポーツ教室の加入区分 ※インターネット加入のみ受付(教室ごとに4人以上でご加入ください)

加入対象者	補償される団体活動など	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)	賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死(急性心不全脳内出血など) 葬祭費用
全年齢	短期スポーツ教室 (開催時期3か月以内の スポーツ教室)の活動	短期 スポ- 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死(急性心不全脳内出血など) 葬祭費用180万円

※インターネット加入をご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

◆加入依頼書記布先 生涯学習課スポーツ振興班(☎801-5683)または親和銀行各本支店

問 〒852-8118 長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内(公財)長崎県体育協会内
(公財)スポーツ安全協会長崎県支部 ☎・FAX 845-2926(土・日・祝日を除く9時～17時)